

第21号議案

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の創出」の次に「及び求職中の生活困窮者の生活、就労、住宅等に係る支援」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。